

平成26年第1回笠松町議会臨時会会議録

平成26年1月16日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企 画 環 境 経 済 部 長	大 橋 雅 文

住 民 福 祉 部 長	岩 越 誠
建 設 水 道 部 長	森 光 彌
教 育 文 化 部 長	堀 康 男
総 務 課 長	村 井 隆 文
企 画 課 長	堀 仁 志
福 祉 健 康 課 長	加 藤 周 志
建 設 課 長	那 波 哲 也

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	浅 野 薫 夫
書 記	笠 原 誠
主 任	三 輪 哲 義
主 事	林 謙 仁

1. 議事日程（第1号）

平成26年1月16日（木曜日） 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第1号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について

開会 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成26年第1回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 川島 功 士 議員

9番 船橋 義 明 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 第1号議案について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、第1号議案を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第1号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第10号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,222万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,956万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成26年1月16日提出。笠松町長 広江正明。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、提案説明をさせていただきます。

本日、提出させていただきました案件は、平成25年度一般会計補正予算1件であります。

1ページの議案の第1条でございますように、今回の補正額は9,222万9,000円の増額補正であります。

歳出のほうから順次内容を説明させていただきます。

まず4ページの一番下のほうにございますが、備品購入の補正が計上されております。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費であります。ボランティア団体のなごみの会から12月17日付で3万円の寄附がございました。これを活用しまして、松枝みなみ会館の備品として会議用テーブル2台を購入するため、備品購入費を5万3,000円増額させていただきました。

続きまして、5ページの一番上に450万8,000円の補正が計上してございます。これは2つございまして、1つはかさまつ応援寄附金関係で、もう1つは歴史民俗資料館の建てかえの関係でございます。

まず応援寄附金関係でございますが、申込件数の増加に伴いまして、寄附者にお贈りしているお礼の品の費用について、6月と12月の定例会において増額補正させていただきましたが、12月の定例会の補正以後、さらに見込み以上の申し込みがあったことに伴い、消耗品費を405万増額するものであります。また、同様に、かさまつ応援寄附金のカードによる納付件数も増加したことから、カード会社等に支払う手数料についてもあわせて17万5,000円増額するものであります。

なお、御参考までに申し上げますと、この後の全員協議会でも多少出てきますが、昨日現在の寄附申込件数は3,228件で2,684万7,000円でございます。昨年度の実績が、年間通して464件、500万円ちょうどでありましたので、件数では7倍、金額では5倍強となっております。

続きまして、28万3,000円の修繕料が計上してございますが、これは歴史民俗資料館の建てかえにより、建てかえ期間中の事務所を北事務所内で行うことに伴い、現在の歴史民俗資料館内の光ケーブルを一時撤去して、北事務所内に機器及び配線等のつけかえが必要となるため、修繕料を28万3,000円増加するものであります。ちょっと12月の定例会の補正のときに見落としておりましたので、今回補正させていただきましたので、よろしく願いいたします。

それから、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第6目 福社会館費でございますが、福社会館の水道メーターの検針において、使用量が前の期に比較してかなり増加していたため調査した結果、女性用の浴室の送水管から漏水していることが判明したため、修繕料を47万3,000円増額して、早急に対応させていただくという予算でございます。

続きまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございますが、町内の救急医療体制を確保するため、町内に所在する救急告示病院に対して、その救急医

療に要する経費の一部を助成することに伴い負担金補助及び交付金を予算計上するもので、この救急告示病院というのは、医療法第1条の5に定める病院のうち、救急病院等を定める省令第2条の規定に基づき、岐阜県知事により告示された病院のことで、告示されていなくても救急診療を行うことは可能ですが、この告示がなされることにより、診療報酬とか、今回の補正のように地方交付税が優遇されるという病院であります。その額については、町の要綱、具体的には笠松町救急告示病院運営費補助金交付要綱というものを制定し、交付いたしますが、その額は1病床当たり169万7,000円の単価で、30病床を上限に、さらに基本額として3,290万円、合計で8,381万円を補助するというものであります。先ほど30病床が上限と言いましたが、松波病院は救急専用病床としては377床がございます。

なお、この補助金の財源として、全額が特別交付税により財源措置されるというものであります。

なお、松波病院においては、この救急告示病院に平成22年11月8日で知事のほうから決定通知がなされています。

それから、歳出の最後でございますが、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費でございますが、町道中野6号線、現道では2メートルであります。これを片寄せで4メートルに拡幅する用地の寄附が株式会社光製作所のほうからございましたので、これを受けて拡幅工事を実施するため、今回、工事請負費を338万5,000円増額するものであります。工事内容としては、側溝新設として68メートル、舗装が238平方メートルということになっております。

ただ、工期的に年度をまたぐため、3ページの第2表の繰越明許費でございますように、繰越明許を全額計上させていただきました。

以上が、歳出の内容であります。

歳入でございますが、4ページの地方交付税が9,200万円強増額補正してございますが、先ほどの救急告示病院に対して助成を行うことに対する特別交付税や、さらに確定している交付税を今回の補正財源に充てるため、9,219万9,000円を増額させていただきました。

以上が一般会計の補正であります。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田文雄君） それでは、第1号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 歳出で、総務費の中の企画費、先ほど説明があったふるさと納税の寄附者が多くなったことによる消耗品の補正をするということなんですけれども、それはいい話で、結構な話なんですけれども、そこでちょっとお尋ねしたいんですが、今5,000円に対して1品

送っているんですけども、今26のバージョンがあるんですね。これ一律幾らということでその業者と契約をしているのか、業者の言う金額で契約をしているのか。前、お聞きすると、1品当たり2,000円ぐらいをめぐりに、そういったものを贈っているというふうなんですけれども、そういった品物によって金額の差があるのか、一律なのか。

そしてもう1つは、その金額に対する、今度送らなきゃいかんわけですので、送料ですね。これはどうなっているのか。それで、送料の中でも普通送料と、例えば冷蔵便扱いで送らなきゃならない商品があるわけなんですけれども、そうすると冷蔵便はまた別途料金がかかるわけですね。そういったものも含めておるのかということをお尋ねします。

それから2点目なんですけれども、松波病院に対する救急告示病院の指定によって、運営費補助金が約8,300万円。これも結構な話なんですけれども、これは25年度限り、1回限りの国の交付税算入されるものなのか。毎年、今の話ですと、その300床ぐらいあるにもかかわらず上限が30床ということで、約4,800万円、5,000万円近く補助金が出るんですけども、これはどういうふうになるのか。毎年なのか、ことし限りなのか、それもちよっとお尋ねしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費のかさまつ応援寄附金のお礼の品の関係でございますが、大体私どもからパートナー事業として、事業者をお願いしておるのは1品目2,500円。その中には、商品がおおむね2,000円ぐらい、送料、箱とかそういったものを含めまして2,500円ということをお願いをしております、それぞれそういったことで2,500円をお願いをしておりますから、その中で発送ができるようなことで、企業としてある程度持ち出す部分があつて、値引き分とかそういった調整もされますが、1品当たり2,500円ということをお願いをさせていただいております。

また、次の特別交付税の関係でございますが、これは今年度初めでございます、この後も続くものでございます。

応援寄附金の関係で、クール便も先ほど申しました2,500円の範囲の中で、送料と商品と込みで2,500円をお願いするというので、各パートナー事業者にはお願いしておりますので、そういったものを含めて2,500円に対応させていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今2,500円なんですけれども、例えば商品が1,500円で送料が700円だったと。そうすると2,200円だったというのも2,500円でお支払いしているのか、その業者さんが言われる2,200円だったんで、2,200円請求されてその金額をお支払いしているのかはどうか。2,500円ということで単価を決めて、その金額に掛ける個数でやっているのか、その確認

をもう一度だけしたいと思います。

もう1つ、松波病院。

これは来年も続くというお話なんですけれども、同じような形態で1床当たり169万7,000円でしたかね。今、助成対象になるんですけれども、30床が上限だと言われたんですけれども、今回30床分出るわけですね。300床に届くまで行くのか、今年度はその約169万円が30床上限まで行ってしまったので、それはもう来年度から出なくて、運営費の助成金が5,000万円ぐらいだけしか出ないのか、どういう形態になるのか。

それともう1つは、今松波病院は新築といいますか、新しい病院つくってみえるんですけれども、救急のための施設整備なんですけど、これは新しいものに対する助成なのか、今ある救急施設に対する助成なのか。それもちょっと不明なところがありますので、それもちょっと説明してください。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 応援寄附金のお礼の品でございますが、先ほど全般的に私の基準で申し上げましたのが2,500円。その金額に達しない場合は2,500円以内の金額、例えば2,350円という金額があればそれで請求をいただいて、私どもはお礼の品の代金をお支払いしておるということになります。

それから松波病院の関係でございますが、これは救急告示指定病院という指定を受けて、今現在も指定を受けたものに対して支払われるものでございまして、30床というのも上限で決まっておりますから、377床に達するというものではなくて、30床の分が積算の根拠に入って交付されていると。

ただ、単価とかそういったものについては、国のほうや何かで見直しとか、そういったものがかかってくる可能性があるというふうに考えております。

○6番（伏屋隆男君） 上限まで行ってしまったんで、その病床に対する補助がもうなくなってしまうのかということなんですけど。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） それは、30床分は積算はされていきます。ただ、積算の根拠の、今の167万円ほどありますが、そういうような単価については、変動があることも出てくる可能性があります。30床分というものです。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。いいですか。

〔「ありません」の声あり〕

それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成26年第1回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時50分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成26年1月16日

議 長 岡 田 文 雄

議 員 船 橋 義 明

議 員 川 島 功 士